

「北野社家引付」を記す人々

—なぜ二つの「社家引付」の内容は重複したのか—

佐々木 創

はじめに

- 一 重複する嘉吉三年引付の比較
- 二 嘉吉三年引付の記録者の特定
- 三 文安五年 —松梅院から分出する二つの坊—
おわりに

はじめに

『北野社家日記』は室町時代の北野社を研究する際の根本史料の一つである。我々はこの『北野社家日記』を通して、北野社内外の様々な出来事を知ることができる。既に、そこに記される豊富な内容に対しては多くの研究がなされてきた。しかし、それらの記述内容に対する研究に比べて、記録者の立場・記録の性格などの点についてはどの程度検討されてきたのだろうか。

そもそもこの『北野社家日記』が、本来は「北野社家引付」と呼ぶべきものであることについては、以前拙稿において指摘した通りである以下、特に断らない限り「社家引付」とは『北野社家日記』や日次記の体裁とはなっていない引付等を含めた総体としての「北野社家引付」のことを指す。この「社家引付」は、基本的に北野社松梅院の人物の手によつ

て記された。松梅院は多くの場合、將軍御師職・公文所職・神殿大預職・神道神祕職・各種の奉行職を相承・兼帯していたが、これらの諸職の実態については未解明な点が多い。それゆえに「社家引付」に記された内容の一つ一つが、松梅院の兼帯したどのような職掌に基づいてなされたものであったのかという点についても多くが解明されていない。

同様に、「社家引付」といった場合の「社家」とは何か、北野社において「引付」とは誰が・何のために記すものだったのか、これらの点の検討もまた不足している。我々は「社家引付」が「松梅院の視点」から記されていることの意味を、もう一度考え直さなければならぬ。以上のように、「社家引付」を史料批判的に読むことが、その内容の正確な理解には必要不可欠なのである。

また、兼ねてから私は、北野社における文書・記録・社家・將軍御師・公文所・政所・組織といったテーマについて、中世の他寺社と比較検討するという視点を持って、それぞれの差異や共通点を論じることが、北野社の研究においても、中世の寺社研究においても、古記録としての「引付」というもののあり方を考えていく上でも有効であると考えてきた。既に膨大な蓄積がある寺社組織論や將軍御師の研究、古記録学の中に位置づけて北野社やその史料について論ずるためには、まずは「社家引付」を史料批判的に読まねばならない。

北野社松梅院の人物としては、応永から永享にかけての北野社將軍御

師として有名な禅能や、長享から明応にかけての出家引付の記録者禪予の存在が際立つ。しかし、この二人の間、およそ五十年は松梅院や北野社の歴史においても、「空白」の時代であった。

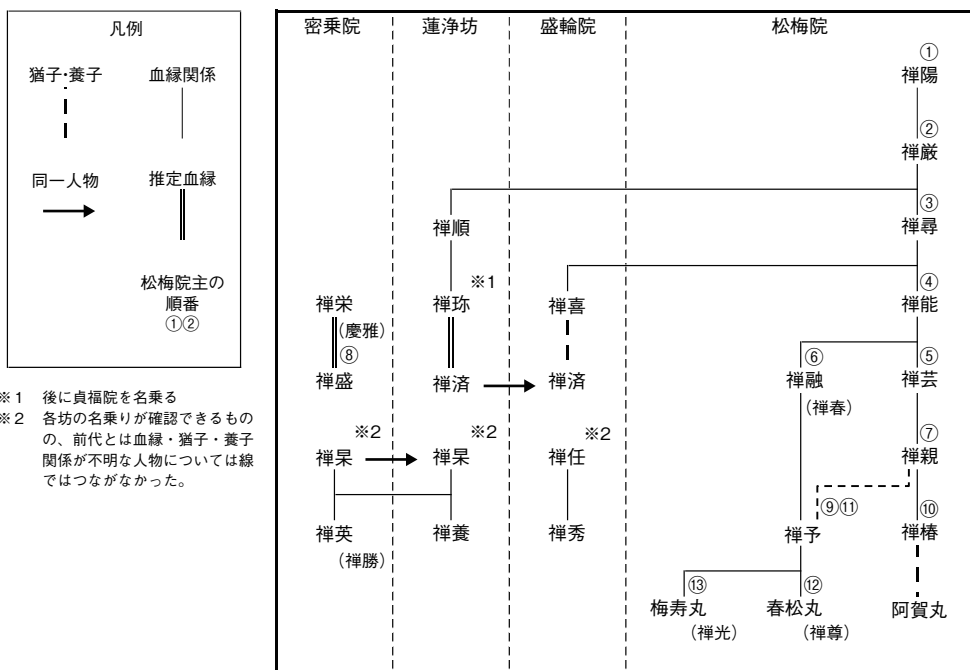
前稿において私は、史料批判的中世北野社研究を行う前提として、北野社松梅院研究における「空白」の時期の人物、松梅院禅融について検討を行った。ここでは、松梅院禅融が実は松梅院系図に見られた禅春と同一人物であることを確認した。禅融は永享十二年（一四四〇）九月、兄禅芸の急死を受け、兄の子で甥に当たる禅親を補佐し「預坊」として松梅院を取り仕切っていた。禅融は松梅院が相承・兼帯する諸職を甥の禅親に伝えた後、享徳三年（一四五四）に没した。また、禅親が十三歳で出家したのを境に禅春を名乗るようになったと考えられる。

以上のような「空白」を明らかにしたことによって、禅能と禅予との間にあった松梅院主の系譜の空白や将軍御師職の変遷、神道深秘職継承の様子を明らかにし、応仁の乱前後の松梅院に何が起こっていたのかということが分かってきている。しかし、禅融については追求すべき課題が少なくとも二点残っている。

一点目は、『北野社家日記』第七（以下『第七』とする）に収められた四つの引付と禅融との関係（記録者や内容、成立）に不明な点があることである。これらの引付は、禅融が松梅院を預かっていた期間中に成立した、あるいは記述が始められたものである。

二点目は、後世の史料に禅融を「松善院」とするものがあることである。『北野社家日記』には「禅融松善院法橋」と記す文書が見られる。^①「松善院」という坊号自体『北野社家日記』にも数カ所に見られることから、誤筆や誤認ではなく、禅融は「松善院」を名乗っている時期があったと考え

系図 松梅院主歴代および松梅院庶流、密乗院の推定系図



られる。⁽²⁾ 禅融がなぜ松善院を名乗っていたのかを明らかにすることは、前稿では触れることのできなかった新たな禅融像の発見に繋がるだろう。

禅融の時代になされた引付の史料批判、禅融の坊号についての検討を行うことは、「社家引付」の性格や、より具体的な松梅院像・北野社像を明らかにすることに繋がる。さらに、このような一つ一つの史料・一人一人の人物の位置づけを明確にすることは、松梅院に伝来した文書・記録などの総体、言わば「松梅院伝来史料群」を批判的に読み解くことに繋がるだろう。

本稿は、禅融の時代に記録された四つの引付と禅融との関わりを探ることで、当該期の「社家引付」のあり方や松梅院の体制について検討することを目標とする。まずは、四つの引付について概要を掴むことしよう。

なお、前掲の松梅院ならびに本稿に関係する北野社祠官家の系図を適宜参照していただきたい。

一 重複する嘉吉三年引付の比較

1

松梅院禅融が松梅院を「預」かっていた期間中に成立した、あるいは記述が始められた四つの引付は、『第七』所収の以下のものである（以下これら四つの引付をまとめて言う場合は「四引付」とする）。すなわち

「社家條々抜書」（以下Aとする）

「社家條々引付」（以下B）

「社家引付」（以下C）

「社家条々引付」（以下D）

である。それぞれ内扉書きや原表紙・後補表紙により名称が異なる場合があるが、本稿では便宜上、原表紙に付された名称（およびそれぞれの略称として付けた記号）で呼ぶこととしたい。以下、「四引付」の概要をまとめた表1（『北野社家日記』第七所収四引付の概要）に従って問題点を探っていく。

「四引付」の性格はA・BとC・Dの二つに大別することができる。A・Bは以下の点の特徴としてあげられる。①記録者は禅融。②成立は禅融が預坊となった直後の嘉吉元年（一四四一）。③記述の中心となるのは嘉吉元年以前の内容。④引付の体裁は文書が中心。

内扉書きや原表紙からは禅融が記録者であることが判明するが、内容は正長から永享にかけての禅能（禅融父）の時代のものである。また、「社家條々抜書」という名称と併せて考えればA・Bは「禅能の残した記録・文書を禅融が書写・抜書したもの」と考えられる。

一方、C・Dの特徴としては以下の点が挙げられる。①記録者が不明。②成立年も不明。③記述の中心となるのは嘉吉三年（一四四三）以降の内容。④引付の体裁はA・Bに比べれば日次記の部分が多く見られる。

特に問題となるのは、C・Dの記述が共に嘉吉三年の同日・同内容の記述から始まっており、記述が酷似しているという点である。C・Dには記述内容の重複が多く見られる。一方で、Cには記述されるがDには見られない場合（あるいはその逆）もある。

嘉吉以降、禅融が禅親の代官であったという事実から考えれば、A・Bだけでなく、「四引付」の全てがいずれも禅融によって記されたと推

表1 『北野社家日記』第七所収四引付の概要

| 永享元 | 正長元 | 34 | 応永33 | 27 | 25 | 23 | 16 | 8 | 応永7 | 至徳4 | 和暦 | 筆者 | 名称 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|----|-----------|
| 1429 | 1428 | 1427 | 1426 | 1420 | 1418 | 1416 | 1409 | 1401 | 1400 | 1387 | 西暦 | | |
| △ | △ | △ | | △ | △ | △ | | | | | A | 禅融 | 社家條々拔書(A) |
| △ | | | | | | | | △ | | | B | 禅融 | 社家條々引付(B) |
| | | | | | | | | | | | C | ? | 社家引付(C) |
| | | | | | | △ | △ | | △ | △ | D | ? | 社家條々引付(D) |

| 3 | 2 | 嘉吉元 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 永享2 | 和暦 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 1443 | 1442 | 1441 | 1440 | 1439 | 1438 | 1437 | 1436 | 1435 | 1434 | 1433 | 1432 | 1431 | 1430 | 西暦 |
| | △ | △成立 | | | | | | | | | △ | | △ | A |
| | | 成立 | | | | | | | | | △ | △ | △ | B |
| ○ | | | | | | | | | | | | | | C |
| ○ | | | | | | | | | | | | | | D |

| 長禄元 | 2 | 康正元 | 3 | 2 | 享徳元 | 3 | 2 | 宝徳元 | 5 | 4 | 3 | 2 | 文安元 | 和暦 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 1457 | 1456 | 1455 | 1454 | 1453 | 1452 | 1451 | 1450 | 1449 | 1448 | 1447 | 1446 | 1445 | 1444 | 西暦 |
| | | | | | | | | | | | | △張紙 | | A |
| | | | | | | | | | | | | | | B |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | C |
| | | | | △ | △ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | D |

○は日次記中心の引付形式、
×は文書中心の引付形式を表す。
塗りつぶしは記述の中心的期間。

| 文明元 | 2 | 応仁元 | 文正元 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 寛正元 | 3 | 長禄2 | 和暦 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 1469 | 1468 | 1467 | 1466 | 1465 | 1464 | 1463 | 1462 | 1461 | 1460 | 1459 | 1458 | 西暦 |
| | | | | | | | | | | | | A |
| | | | | | | | | | | | | B |
| | △ | | | | | | | | | | | C |
| △ | | △ | | | | | | | | | | D |

測することはごく自然なことである。しかし、そうであるならば、なぜC・Dのように同時代に・内容の重なる二つの引付が存在するのだろうか。仮にどちらかが書写されたのであれば、なぜ内容が異なっている部分があるのだろうか。そもそも北野社において「社家引付」とは誰が・何のために記すものだったのだろうか。「四引付」の性格や禪融との関わりを明らかにするためには、それぞれの引付の内容を検討することが不可欠であり、特にC・D両引付を比較検討することが有効であろう。

具体的な分析に入る前に、まずは、北野社や松梅院にとって嘉吉年間の後後がどのような年であったのかを確認しておこう。足利義持の時代の將軍御師松梅院禪能は、將軍が義教に替わった永享年間に入ると失脚・没落。將軍御師職も北野社の他祠官家へと移動した。松梅院自体は永享十二年（一四三九）三月に再度將軍御師職を取り戻すこととなるが、その際將軍御師職を継承したのは、松梅院禪芸（禪能長子）であり、禪能は「被^レ擬^二流刑^一」という状態であった³。

ところが、禪芸は將軍御師職就任後わずか半年の永享十二年九月病に倒れる。禪芸亡き後を継いで將軍御師となったのは未だ五歳と幼い禪親（禪芸子）。このような緊急事態に預坊として松梅院を支えたのが禪融・禪能次男）であった。嘉吉元年はその翌年であり、禪融が預坊となった直後のことである。

そして、万人恐怖の政治を行い、松梅院の相続問題にも介入した將軍足利義教が赤松満祐により殺害されたのも嘉吉元年六月のことである。

先行研究では唯一、清水克行氏が正長の徳政一揆との関わりから、「社家條々抜書」（A）の性格について取り上げられた⁴。清水氏はAについて「正長元年（一四二八）」の足利義持死去後にひきおこされた北野社

に対する訴訟の関連文書を、嘉吉元年（一四四一）になって北野社の松梅院禪融が収集、筆写した記録⁵で、作成した理由については「正長元年はなんとか乗り切ったものの、嘉吉元年の足利義教の横死によって、ふたたび酒麴専売権をはじめとする既得權益が揺るがされかねないという危機感が北野社の側にあつたため」とされている。

一方の「社家條々引付」（B）は永享元年から永享四年までの内容を収めている。Aに比べれば引付として比較的まとまった体裁を保っている。

清水氏の言うように、A・Bの性格を理解しようとする際、正長元年および嘉吉元年という足利將軍代替わりや徳政という観点から読むことは当然であろう。確かにAの記載は、足利義持の没した応永三十五年正月十八日以降、正長元年および永享元年を中心とした北野社の所領・所職に関わる訴訟関係文書が大半を占める。

その一方でAには松梅院の「既得權益」とはさほど関係なさそうに見える永享四年の御手水神事に関わる詳細な記述が見られ、Bには松梅院の「既得權益」と考えて良さそうな料所関係の文書が収められている。

清水氏の見解に当時の松梅院の状況を合わせて考えれば、Aは禪融が松梅院預坊就任以降に禪能の時代の文書や故実を抜き出し、今後の活動に備えたものと考えることができる。しかし、嘉吉元年成立のA・B両史料については、現段階でこれ以上の分析ができないため、詳細な検討については今後の課題としなければならない。

2

それでは次にC・Dの内容の検討に入る。先述の通り、この両引付は

記録者も成立年も不明である。C・Dの特徴として記述内容の重複という点を挙げた。なぜ重複が見られるのかという疑問を解決するために両引付を比較し、なにが・どのように重複しているのか(いないのか)を検討することが必要であろう。具体的な作業は以下のように進めた。

両引付は「引付」という性格上、必ずしも出来事が日付順に記されているわけではない。内容的には、社領や訴訟に関わる文書と日次記、あるいは仏事・神事・年中行事に関する文書と日次記などが記され、時間的には、過去の出来事を現在に引き付け、過去の文書・日次記と現在の文書・日次記とが交じり合って記されている。そこで、

①両引付をそれぞれ内容毎に、編年で並び替える。

②その際同一内容が含まれる記述同士はCとDとを対応させる(重複部分)。

③一方の引付に対応する条文がない場合は他方は空白のままとする(非重複部分)。

④編年に並んだ重複部分、非重複部分に番号をふる。

この作業の結果、両引付を重複・非重複に応じて内容を対応させた編年史料が完成する。以上の結果を表にしたものが表2『「社家引付」(C)と「社家条々引付」(D)の内容対照表』である(なお、C・Dに見られる文書類は記録中に引用された文書であるからいずれも「写」であるが、本稿中では一々断らない)。

以下この表を基に分析を進める。まずは、非重複部分に注目しよう。一口に非重複部分と言っても二つの場合がある。「CにあってDに無い」場合と「Cに無くてDにある」場合である。まずは「Cに無くてDにある」場合から検討していきたい。

「Cに無くてDにある」ものに注目して表を見ると、そこには多くの社領関係文書が含まれることに気付く。この社領関係文書は二種類に大別することができよう。一つは北野社領全体に対する安堵の御判御教書(1・3・4・5)。もう一つは個別の社領関係文書(8・12・15・16・17・25・26・27・49・50・78・84・89・91)である。これらのDにのみ見られる社領名、差出人、宛所等に注目した結果が表3『「社家条々引付」(D)にのみ見られる社領関係文書一覧』である。

まず、四通の御判御教書(1・3・4・5)がDに書写される必要性はどこにあったのか、どの部分に「引き付けられた」のかについて検討を加えたい。これらの御判御教書は内容的には北野社領の所役免除や永代不易の地であることを認める「万能の証文」であったと言⁵⁾う。

元々、これらの御判御教書は次のような順でDに記されている。(番号は表2の番号)

18 就泉院都維那出仕の記事 (嘉吉三年十二月十三日)

19 明澄寺主阿闍梨職転任の記事 (嘉吉三年十二月十八日)

(20 文安趨騒動) Dには記述無し (文安元年四月十三日)

1 足利義満御判御教書

3 足利義持袖判御教書

4 足利義持御判御教書

5 足利義教御判御教書

21 室町幕府奉行人奉書、諸祠官社家奉行へ列参の記事 (文安元年四月二十九日)

22 祈禱千巻読経の記事 (文安元年五月十三日)

24 神領注進の記事 (文安元年五月十五日)

23 假殿安居始

(文安元年五月十四日)

18・19は一祠官の出仕・転任の話題であり、およそ御判御教書の内容とは無関係であろう。では1・3・4・5の直後に記されている21の室町幕府奉行人奉書はどのような内容か。21は北野社の諸祠官に宛て文安元年四月二十九日付で発給され「當宮料所々」について注進せよという趣旨のものである。諸祠官は出家奉行に列参して「歎申」したものの、結局、管領畠山持国は重ねて注進を命じている。この時諸祠官から提出されたものの一部が24である。

文安の趨騷動の発生がこの直前四月十三日のことであるから、幕府奉行人奉書は趨騷動に関連して発給され、御判御教書は所役免除や永代不易の権利に危機感を覚えた記録者によって書写されたものかもしれない。当知行地の注進例は文安三年にも見られ、今後さらに当知行地を注進させる論理について検討されなければならない。ここでは、Dの記録者がこれらの「御判御教書を書写することが可能であった」という点に注意をしておき、論を進めたい。

さて、それでは個別の社領関係文書に目を向けよう。78・84・89・91について見ると、78は船井庄内熊崎村、84は大積郷、89・91は馬杉庄関係の文書である。その内、大積郷・船井庄内熊崎村は共に「松善院」の「割分」であった。「割分」とは「但此在所事者、禪嚴法印蓮淨房禪順ニ割分地也、就其為^レ当坊庶子^ニ割分也^也」、あるいは「然盛輪院と申候ハ此方庶流の者にて候間、割分仕候^也」と見られることからわかるように、庶子に対して分け与えられる所領のことである。馬杉庄の知行者についてはこれらの文書だけでは説明できないが、北野宮寺領の内、松梅院当知行の社領について記した文正年中の禪予言上状（その内の文明元年の

松梅院当知行地についての記述部分）には、「同国馬杉庄松善院領割分」とあり、大積郷・熊崎村同様、馬杉庄も松善院の割分であったことが読み取れる⁸⁾。

このように、少なくとも文明元年以降、近江国馬杉庄を知行していたのは「松善院」であった。以上、78・84・89・91から「CにあつてDに無い」場合の中でも享徳元年（一四五二）以降の文書は、松善院領関係の文書であることが判明するのである。

それでは、ここで言う「松善院」とは一体誰のことであろうか。長享元年（一四八七）『社家記録』に収められた密乗院禪果の申状案では「就^ニ公方様御師職^ニ一条々謹言上^トとして三ヶ条の言上を行っているが、その内の一つに次のような一つ書きが見られる。

一、松善院禪豫於^ニ申上旨^ト、不^レ帶^ニ一紙之支證^ト、堅御罪科之禪椿被官之者共不^ニ相替^ト、令^ニ供奉^ト之上者、是又不^レ恐^ニ上意^ト者哉^也。

この申状案において、密乗院禪果は「松善院禪豫」が罪科に問われた前松梅院禪椿の被官人を供奉させており、上意を恐れない行為であると、自らの將軍御師職就任を言上している。詳細な経緯は不明であるが、松梅院主の地位は遅くとも文明年間には禪予の従兄弟禪椿の手に渡っており、禪予は文明年間以降「松善院」を名乗っていた。そして長享元年十月の禪椿失脚以降再び「松梅院禪予」を名乗るのである。

延徳二年（一四九〇）に四十歳代であった禪予は、寛正六年（一四六五）時点で十六〜二十四歳。しかし、享徳元年（一四五二）にはわずか三

表2 「社家引付」(C)と「社家条々引付」(D)の内容対照表

| 番号 | C | D | 年月日 | 内容 |
|----|---|---|------------|---|
| 25 | × | ○ | 至徳4年4月21日 | 足利義満御判御教書 |
| 24 | ○ | ○ | 応永7年10月9日 | 曼殊院門跡御教書 |
| 23 | ○ | ○ | 応永16年9月20日 | 足利義持袖判御教書 |
| 22 | × | ○ | 応永23年8月25日 | 足利義持御判御教書 |
| 21 | ○ | ○ | 永享6年6月21日 | 足利義教御判御教書 |
| 20 | ○ | × | 嘉吉3年5月27日 | ①禪融母没②毘沙門堂坤の野尻殿。毘沙門堂東の広坊 |
| 19 | ○ | ○ | 嘉吉3年8月11日 | ①公方御祈禱大般若経信読②足利義勝没③西京神人閉籠祭礼延引 |
| 18 | × | ○ | 嘉吉3年9月21日 | 内藤之貞書状。北野社領船井庄11村の材木持人夫 |
| 17 | × | ○ | 嘉吉3年9月23日 | ①禁闕の変②神人閉籠退散③室町幕府奉行人奉書④北野宮祭礼日程 |
| 16 | × | ○ | 嘉吉3年11月12日 | 畠山持国に對面 |
| 15 | × | ○ | 嘉吉3年11月13日 | ①御遷座のこと13日相伝②相残神人退散③御輿迎18日④曼殊院御教書 |
| 14 | × | ○ | 嘉吉3年11月17日 | 内藤之貞書状。丹波国船井庄11村内法勝寺仁木殿分祭礼18日・22日両日。三年一請会御遷座禪濟參動。 |
| 13 | ○ | ○ | 嘉吉3年11月18日 | 禪融母の服により代禪濟御神宝請取 |
| 12 | × | ○ | 嘉吉3年11月22日 | 織田久広遵行状。尾張国下浅野保 |
| 11 | ○ | ○ | 嘉吉3年11月22日 | 加地如盛筆書状。近江国加田庄上分 |
| 10 | × | ○ | 嘉吉3年11月26日 | 内藤之貞書状。北野社領浄輪院知行分 |
| 9 | ○ | ○ | 嘉吉3年12月2日 | 就泉院都維那出仕、番帳に載せる |
| 8 | × | ○ | 嘉吉3年12月13日 | 明澄寺主の阿闍梨転任を支える |
| 7 | ○ | ○ | 嘉吉3年12月18日 | 文安翹驢動。西京神人閉籠、社頭炎上 |
| 6 | ○ | × | 嘉吉3年12月18日 | ①室町幕府奉行人奉書②諸祠官別參坊中にて祈禱千巻読経 |
| 5 | × | ○ | 文安元年4月13日 | 文安元年4月29日 |
| 4 | × | ○ | 文安元年5月13日 | ①仮殿にて安居始②奉行方へ注進状持参 |
| 3 | × | ○ | 文安元年5月14日 | ①仮殿にて安居始②奉行方へ注進状持参 |
| 2 | × | ○ | 文安元年5月15日 | 禪濟當知行分、不知知行分の注進 |
| 1 | × | ○ | 文安元年6月5日 | 曼殊院御教書。菅原大般若経衆并宮廻事 |

| 番号 | C | D | 年月日 | 内容 |
|----|---|---|------------|---|
| 47 | × | ○ | 文安元年閏6月18日 | 室町幕府奉行人連署奉書。北野社領丹波国船井庄造内裏段銭は京濟 |
| 46 | × | ○ | 文安元年閏6月23日 | ①織田久広遵行状。北野社領尾張国下浅野郷造内裏段銭は京濟②織田久広書状 |
| 45 | ○ | ○ | 文安元年閏6月27日 | ①彗星出現。晦日より祈禱②御殿并拜殿の地引直 |
| 44 | × | ○ | 文安元年8月14日 | ①当社回録の記録を写す②応永7年の御教書を進上 |
| 43 | × | ○ | 文安元年8月19日 | 祭礼停止 |
| 42 | ○ | ○ | 文安元年8月23日 | 松梅院法橋請文。御祈禱料所播磨国小松原庄内御常灯并五条内裏敷地半分事 |
| 41 | × | ○ | 文安元年8月23日 | 常盤井宮御教書 |
| 40 | ○ | ○ | 文安元年9月8日 | 社頭立柱上棟 |
| 39 | ○ | ○ | 文安元年12月24日 | 法花堂毎月御経布施 |
| 38 | × | ○ | 文安2年4月 | ①山門の神輿動座、北野社閉門。安居の太鼓停止。②天神講・舍利講式の際の名号について世尊寺行豊の筆を所望 |
| 37 | ○ | ○ | 文安2年5月5日 | ①御前拜殿の高机出来②當番承仕隨榮夏堂華皿を落とし割る |
| 36 | ○ | ○ | 文安2年6月6日 | ①山門中堂閉籠衆敷力度事書②開門事書到来③去年精選信読御経の布施を請け取る |
| 35 | × | ○ | 文安2年7月22日 | ①法花堂での足利義勝の御経布施到来。②御雲云請僧着座次第 |
| 34 | × | ○ | 文安2年7月22日 | 幸永律師没。祐舜都維那が法花堂供僧職に補される |
| 33 | ○ | ○ | 文安2年7月22日 | 御損食内陣役始 |
| 32 | ○ | ○ | 文安2年7月22日 | 御損食内陣役文名 |
| 31 | ○ | ○ | 文安2年7月22日 | 五条坊門西塔院大工久雅と大工衛門五郎 |
| 30 | ○ | ○ | 文安2年7月22日 | ①十二所御遷宮の御正体十一面到来②十禪師分祀造立 |
| 29 | × | ○ | 文安3年5月6日 | 祭礼内陣役、20日より別火沙汰 |
| 28 | ○ | ○ | 文安3年5月6日 | 祭礼御神幸の際、加興丁内の惣衆と15人どが確執 |
| 27 | × | ○ | 文安3年5月6日 | 祭礼還幸は3日。加興丁が子細を申し、4日夜に還幸を行い加興丁が参勤 |
| 26 | × | ○ | 文安3年8月4日 | 室町幕府奉行人奉書。当社領諸神領の當知行分について注進 |
| 25 | × | ○ | 文安3年8月4日 | 室町幕府奉行人奉書。当社領諸神領の當知行分について注進 |

| 番号 | C | D | 年月日 | 内容 |
|----|---|---|---------------|---|
| 48 | ○ | ○ | 文安3年12月12日 | 内裏造営、西京に棟別銭(百文) |
| 49 | × | ○ | 文安3年12月15日 | 盛輪院禪注進状。盛輪院當知行地 |
| 50 | × | ○ | 文安3年12月15日 | 松林坊祐待注進状。松林坊當知行地 |
| 51 | ○ | ○ | 文安4年7月7日 | 安居、夏一禪濟勤仕 |
| 52 | ○ | ○ | 文安4年7月13・14日 | 13日西塔釈迦堂客人宮神輿動座事書到来。14日開 |
| 53 | ○ | ○ | 文安4年7月16日 | ①法花堂支度分毎月に割当てて下行②北野社祠官連署状 |
| 54 | ○ | ○ | 文安4年7月19日 | 室町幕府奉行人連署奉書。土一揆蜂起 |
| 55 | ○ | ○ | 文安4年7月24・25日 | ①北野社祠官連署状。法花堂供料并支度分の未進②榎並庄年貢催促時の連署③曼殊院門跡御教書 |
| 56 | ○ | ○ | 文安4年8月1日 | ①神輿動座、祭礼延引②山門訴訟落居、当社開門。18日神事始。19日御輿迎。22日祭礼 |
| 57 | ○ | × | 文安5年正月16日 | 洞院家、左大臣拜賀御祈禱。27日大般若・仁王経等持参 |
| 58 | ○ | × | 文安5年正月18日 | ①鐘樓堂の事始。畠山持国願主②畠山持国違例祈禱③結願3月5日。鐘樓上棟 |
| 59 | ○ | × | 文安5年4月13日 | 敷政門院没。天下触穢無し |
| 60 | ○ | ○ | 文安5年6月28日 | 禪親出家。13歳。御殿・公文所となる |
| 61 | × | ○ | 文安5年7月3日 | ①七夕御手水胤禪参勤②星変異御祈禱。一社信読大般若・毎日百座仁王経 |
| 62 | ○ | ○ | 文安5年7月28日 | 禪親法橋口宣を出す。公事足に入る。13歳初例 |
| 63 | ○ | × | 文安5年12月28・29日 | 28日社務職井義承に論旨なる。29日参上 |
| 64 | ○ | × | 文安6年正月 | 修正蝶・太鼓鳴らず。11月26日より神輿動座閉門 |
| 65 | ○ | × | 文安6年2月25日 | 閉門中だが、25・6日だけ開門し神事 |
| 66 | ○ | × | 文安6年3月30日 | 執行継祐法印、執行職の安堵を門跡に求める。一社支える。明憲・禪慶・祐縁・禪濟・禪親が門跡に列参 |
| 67 | ○ | × | 文安6年5月2日 | 御損色について山門閉籠中の先例 |
| 68 | ○ | × | 文安6年5月2日 | 社務御礼分として祠官中住坊への地口銭 |
| 69 | ○ | × | 文安6年5月2日 | 撰津国榎並東西領家職沙汰 |
| 70 | ○ | × | 文安6年6月12日 | 左辨官下文。7日間転読仁王般若経のこと |

| 番号 | C | D | 年月日 | 内容 |
|----|---|---|------------|--|
| 71 | ○ | × | 宝徳元年2月5日 | 5日吉小五月会。7日・14日祇園会。10日に開門事書到来。11日に訴訟未落居神幸抑留の事書到来 |
| 72 | ○ | × | 宝徳元年2月16日 | 當年の三年一請会、2月12日神幸・15日還幸。去年から神輿動座 |
| 73 | ○ | × | 宝徳元年12月29日 | 宝成院、執行の御教書を拝領 |
| 74 | ○ | × | 宝徳2年正月11日 | 神拝。出仕僧交名 |
| 75 | ○ | × | 宝徳2年4月25日 | ①御花園天皇綸旨。天下病の祈禱を下知②御花園天皇綸旨。礼紙は宝徳3年。災旱の御祈禱を下知 |
| 76 | ○ | × | 宝徳4年正月22日 | 後夜導師祐尋法印没 |
| 77 | ○ | × | 享徳元年8月25日 | ①室町幕府奉行人連署奉書。土一揆制止の制札打破を糺明②坊中被官の者は自宅。地下在家の者は経堂にて書く |
| 78 | × | ○ | 享徳元年12月13日 | 禪親書下、丹波国船井庄内熊崎村年貢の内、二十石宛て分は来年より松善院割分 |
| 79 | ○ | × | 享徳元年12月26日 | 祭礼輿迎。29日還幸。去年より山門閉籠で延引 |
| 80 | ○ | × | 享徳元年11月2日 | 山名宗全金銅の燈呂を東の中の棚八番目に懸けた |
| 81 | ○ | × | 享徳元年12月14日 | 14日梶井殿が出家。18日両御所様にお礼参上 |
| 82 | ○ | × | 享徳元年10月14日 | 14日より祇園閉籠。19日に退散 |
| 83 | ○ | × | 享徳2年 | 旧冬より山門閉籠。祭礼以後四足門閉じる。修正会の御戸開あり。修二月の御戸開は無し |
| 84 | × | ○ | 享徳2年5月4日 | 禪親書下、越後国大積郷三千疋は松善院割分 |
| 85 | ○ | × | 享徳2年8月1日 | 祭礼。加輿丁の訴訟あり。両日とも社家が祭る |
| 86 | ○ | × | 享徳2年8月4日 | 禪濟所持の五天を内陣に奉納 |
| 87 | ○ | × | 享徳2年12月30日 | 東中棚の卍燈呂を密乗院に貸す |
| 88 | × | × | 享徳3年正月21日 | 御塔之木屋の留守僧没 |
| 89 | × | ○ | 応仁元年11月1日 | 近江国馬杉庄算用状 |
| 90 | ○ | × | 応仁2年11月13日 | 足利義視山門西塔院へ落居。同夜東塔東谷圓乗房へ御成 |
| 91 | × | ○ | 応仁3年6月5日 | 山岡政兼書下、馬杉庄年貢 |

十一歳である¹⁰⁾。享徳年間に文書を宛てられた「松善院」と長享元年の「松善院禪予」とは人物が異なる可能性がある。この点については後に検討することとして、ここでは禪予が松善院を名乗っている時期があるという事実の確認に留める。なお、「松善院」と「松梅院」の関係についても後に検討する。

次に8・12・15・16・17・25・26・27・49・50についてだが、8・12・17・26は船井庄関係、15・27は下浅野保関係、16は加田庄関係の文書、49・50は祠官による当知行地の注進状となっている。

船井庄関係文書の内8および26は、嘉吉三年に北野社領丹波国船井庄十一村に懸けられた夫役についての記載である。8嘉吉三年九月の内藤之貞書状では、北野社側から「此神領未かやうの事一度までも久無仕事」さらには「代始事」を理由に、今回の夫役について免除申請がなされたことが読み取れる¹¹⁾。また、8には「能々浄輪院萬事付候て申通候間（傍点筆者）」とある。この「浄輪院」と船井庄の関係についてはつきり記されるのが、十二月に出された文書、17の内藤之貞書状である¹²⁾。17に見られる「北野社領浄輪院知行分、今度一宮材木持人夫事」という記述からは、船井庄の一部については「浄輪院」知行分であったことが読み取れる。

加田庄関係文書16には「成林院の使」に加田庄から北野への上分を渡すよう求める内容が記されている。加田庄の一部分の知行者が「成林院」であった可能性が高い¹³⁾。

下浅野保関係文書15・27からは下浅野保当知行者についてはわからな¹⁴⁾い。しかし、次に示す史料、文安元年（一四四四）権少僧都禅济神領注進状（表24）から下浅野保を当知行していたのは、北野社祠官「禅济」

であったことが判明する。

一、神領注進事、一同雖¹⁵⁾歎¹⁶⁾申¹⁷⁾無¹⁸⁾御承引¹⁹⁾、重而可²⁰⁾注進²¹⁾由被²²⁾仰出²³⁾之間、宮仕相触了、十五日奉行方へ注進状持参、金伏輪鹿毛一疋奉了、注進状云、

注進上 當知行分此分²⁴⁾通注²⁵⁾社、

尾張国下浅野保 百貫文

山城国上奈良分 百七十貫

同国左馬寮領内 九石此内六貫文菊亭殿勘落、

丹波国吾雀西方領家半分 卅貫

以上、

不知知行分

摂津国榎並庄内 六百貫宝成院知行、

同国郡戸庄 八十貫同、

近江国九里上分 廿石 盛輪院

以上、

文安元年五月十五日

権少僧都禅济¹⁴⁾

禅济は「禅济権少僧都」と嘉吉三年（一四四三）八月の「社家引付」に現れることからわかるように、北野社祠官で盛輪院を名乗る人物であった¹⁵⁾。文安元年の下浅野保当知行者は「盛輪院禅济」である。

ここまで船井・加田・下浅野の三莊園の当知行者に注目してきた。すると、船井庄の一部を知行した「浄輪院」、加田庄の一部を知行した「成林院」、下浅野保を知行した「盛輪院」というように、いずれも同音

表3 「社家条々引付」(D)にのみ見られる社領関係文書一覽

| 番号 | 年月日 | 社領名 | 差出人 | 宛所 | 知行者 | 備考 |
|-----|-----------|-------------------------------------|-----------|-----------|-------|-----------------|
| 1 | 至徳4・4・21 | 北野宮社領諸国庄園 田島洛中邊土敷地 | 足利義満 | (北野社) | 北野社 | 御判御教書 |
| 3 | 応永16・9・20 | 北野宮寺領本新當知行所々々 | 足利義持 | (北野社) | 北野社 | 袖判御教書 |
| 4 | 応永23・8・25 | 北野宮寺領諸国庄園 田島洛中辺度敷地 | 足利義持 | (北野社) | 北野社 | 御判御教書 |
| 5 | 永享6・6・22 | 北野宮寺領諸国庄園 田島洛中辺度敷地 | 足利義教 | (北野社) | 北野社 | 御判御教書 |
| 8 | 嘉吉3・9・22 | 丹波国船井庄 | 内藤之貞 | 麻田新左衛門入道殿 | (浄輪院) | 浄輪院萬事付候て申通候間 |
| 12 | 嘉吉3・11・17 | 丹波国船井庄 | 内藤之貞 | 麻田新左衛門入道殿 | | |
| 15 | 嘉吉3・11・22 | 尾張国下浅野保 | 織田久廣 | 織田五郎殿 | (盛輪院) | |
| 16 | 嘉吉3・11・26 | 近江国加田庄 | 加地如盛 | 春悲軒 | (成林院) | 成林院の使進候 |
| 17 | 嘉吉3・12・2 | 丹波国船井庄 | 内藤之貞 | 麻田新左衛門入道殿 | 浄輪院 | 北野社領浄輪院知行分 |
| ※24 | 文安元・5・15 | 尾張国下浅野保・山城国上奈良分・同国左馬寮領内・丹波国吾雀西方領家半分 | 盛輪院禪濟 | | 盛輪院 | 当知行分および不知行分の注進状 |
| 25 | 文安元・閏6・18 | 丹波国船井庄 | 河内貞政・飯尾永祥 | 守護代 | | |
| 26 | 文安元・閏6・23 | 尾張国下浅野郷 | 織田久廣 | 織田五郎殿 | (盛輪院) | |
| 27 | 文安元・閏6・23 | 尾張国下浅野郷 | 織田久廣 | 松梅院 | (盛輪院) | 松梅院御返報 |

| 番号 | 年月日 | 社領名 | 差出人 | 宛所 | 知行者 | 備考 |
|----|-----------|--|-------|-----------|-------|-----|
| 49 | 文安3・12・15 | 尾張国下浅野保・山城国上奈良分・同国左馬寮領内・丹波国吾雀西方領家半分 | 盛輪院禪濟 | | 盛輪院 | |
| 50 | 文安3・12・15 | 河内国大和田・摂津国中嶋内佛性院・丹波国阿當護新免・尾張国於々保・同国則武北一色 | 松林坊祐待 | | 松林坊 | |
| 78 | 享徳元・12・13 | 丹波国船井庄内熊崎村 | 禪親 | 松善院御坊・御坊中 | 松善院割分 | |
| 84 | 享徳2・5・4 | 越後国大積郷 | 禪親 | 松善院御坊中 | 松善院割分 | |
| 89 | 応仁元・11・ | 近江国馬杉庄 | | | (松善院) | 散用状 |
| 91 | 応仁3・6・5 | 近江国馬杉庄 | 山岡政兼 | 松善院殿 | (松善院) | |

※24はC・Dともに見られる社領関係文書であるが、参考のため提示する

の「ジョウリンイン」が当知行者であったことがわかる。このことから、実は「浄輪院」「成林院」と「盛輪院」とは同一であり、船井庄の一部・加田庄の一部・下浅野保のいずれもが北野社祠官盛輪院によって当知行されていたと考えることができる。さらに、嘉吉から文安にかけての盛輪院は禅済であった。

以上、船井庄・加田庄・下浅野保の社領関係文書を比較検討した結果、「盛輪院」の當知行であるという共通点が見られることが明らかとなった。それでは、なぜこれら盛輪院の当知行地関係文書がDには記され、Cには記されていないのか。また嘉吉以降、禅融が禅親の代官であった

ということだけをもって、Dを記したのも禪融であると考えことは果たして正しいのだろうか。「盛輪院を含む他祠堂家の人間がDを記した」という可能性はないのだろうか。そこで次に「社家引付」(C)・「社家条々引付」(D)それぞれの記録者の特定を行っていくことにしたい。

二 嘉吉三年引付の記録者の特定

1

松梅院以外の人間がDを記した可能性を想定して両引付を読み直せば、松梅院内部の人間が記したようには読めない記述の存在に気付く。それが、D文安元年八月十四日条の「當社廻祿寫テ松梅院エ持参了」(表229)という記述や、D同年十二月二十九日条の「割符書、松梅院ヨリ来了」(表234)という記述である。これらの記述はいずれも松梅院内部の人間が記したように読めない。むしろ松梅院以外の人間がDの記録者であると考えられることができる。

これらの記述はいずれもDのみ記された記述であるが、CとDには内容が同一の記述が多数存在していた(表2のCとDどちらにも記述が見られる重複部分)。それぞれの記録者を特定するためには、内容が同じこれらの記述がどのように同一であるのか、全く同じなのか、異なるのかを一字ずつ比較検討する必要がある。そのための格好の史料を以下に挙げよう。

C 明澄寺主阿闍梨職転任申処、當時寺主承兼・明澄兩人計也、六号⁽¹⁷⁾可^レ為^二闕如^一之間、為^二奉行^一支了⁽¹⁸⁾、(傍点筆者)

D 明澄寺主転任阿闍梨職事被^レ申候処、當時寺主明承兼・明澄兩人計在^レ之間、六綱可^レ為^二闕如^一之間、為^二奉行^一被^レ支了⁽¹⁹⁾、(傍点筆者)

嘉吉三年(一四四三)、明澄が寺主から阿闍梨職への転任を申し出た。しかし、この当時「六綱」の内の「寺主」は承兼、明澄の二人しかおらず、明澄が転任すると六綱が不足してしまうと言うのである。⁽²⁰⁾ところが、それ以下の部分を史料に則して読めば、CとDでは解釈に差が生じる。

まずDは「為^二奉行^一被^レ支了⁽¹⁹⁾」というように、寺主からの転任を「奉行」として反対された」という内容であり、奉行に対して敬語「ラル」を用いている。それに対してCは「為^二奉行^一支了⁽¹⁸⁾」というように、寺主からの転任を「奉行」として反対した」という内容であり、敬語を用いず主体的に記されており、記録者の立場が奉行(松梅院)側にあるように見える。「被⁽¹⁹⁾ラル」という一文字があるか無いかと言うだけの違いであるが、この一文字の違いにも意味があるのではないか。このように考えれば、やはりDは松梅院以外の人間によって記されたと考えられ、奉行(松梅院)に対して敬語を使うような立場ということになる。

さらにこのことを裏付ける史料が、文安三年(一四四六)十二月に内裏造営費用として社家および西京に懸けられた棟別銭の記述(表248)である。⁽²¹⁾社家では松梅院と宝成院が沙汰をしており、Cでは「當坊分」として六百文が支払われている。一方Dには「當坊分」の記載はない。これはDの記録者が「當坊」、すなわち松梅院の人間ではないためである。ここから「社家引付」(C)は「松梅院の記録」であり、「社家条々引付」(D)は「松梅院以外の坊で下位の者による記録」であることがわ

かる。前稿で述べた通り、嘉吉三年の段階で松梅院には禪親と禪融がいた。しかし、禪親は当時八歳と幼く引付を記し得たとは考えられない。それに対して禪融は、御殿職を持ち公文所の地位にあり、兄禪芸の七回忌の施主となり、預坊として事実上松梅院を取り仕切っていた。そのため、この「社家引付」(C)が同時代の史料であるならば、その記録者は松梅院預坊禪融を以て外にはいない。なお、Cの成立時期等については後ほど検討を加えることとする。

それでは、一方の「社家条々引付」(D)の記録者は誰であろうか。両引付の文安元年(一四四四)八月二十三日条の日次記部分の一部(表232)を比較してみる。

C 禪・濟・草包一振給了(傍点筆者)

D 皮囊一振給了

Cは松梅院の引付であるので、松梅院禪融が「禪濟」に「草包」一振を「与えて」いる。これに対して、Dは松梅院以外の引付であるので、「誰か」が「皮囊」一振を「給わって」いる。

また、D文安三年五月六日条(表241)は、御損色内陣役のことが記されるが、その内陣役を務める僧名が以下のように記される。

| | | |
|-------------------------------------|-------------------|--------|
| 祐尋法印権大僧都 | 禪宣法眼 ^甲 | 胤禪権少僧都 |
| 禪・濟 | 禪孝法眼 | 禪端法橋 |
| 禪長法橋 | 以上七人、於「當坊」朝夕沙汰之、 | |
| 禪融法橋者於「僧坊」結齋在 ^乙 之、(傍点筆者) | | |

御損色内陣役を務める僧名が記され、その中でほとんどの僧侶が僧位僧官を附して記されているのに対して、一人禪濟のみが「禪濟」とだけ記されている。以上の二点から「社家条々引付」(D)の記録者は「盛輪院禪濟」であると推測される。

すると表2の「社家条々引付」(D)にだけ見られた社領関係文書の中に、「浄輪院」・「成林院」とあったことが思い出される。先述の通り、この「浄輪院」・「成林院」は「ジョウリンイン」の音を同じくする「盛輪院」のことであると考えられる。Dの記録者が盛輪院禪濟であるならば、盛輪院関係文書がDにしか見られないことはごく自然なことである。以上のことから「社家条々引付」(D)の記録者は「盛輪院禪濟」であると言えよう。

2

前稿において永享十二(一四四〇)年に松梅院禪能から神道深秘の相伝を受けた「禪能舍弟常林院」とは「盛輪院禪喜」であったことを指摘した⁽²³⁾。この神道深秘を継承した禪喜といい、引付を記した禪濟といい、永享から嘉吉にかけての二人の盛輪院はいずれも北野社において重要な役割を果たしている。なぜ盛輪院禪濟がDを記したのかを追求する前に、盛輪院という家について検討を加える必要がある。そもそも、禪喜と禪濟の関係はいかなるものだったのだろうか。二人の接点を探るためにも、現時点で判明している嘉吉三年以前の盛輪院禪濟、永享十二年以降の盛輪院禪喜のそれぞれについて検討を続けることにする。

まず、嘉吉三年以前の禪濟については、北野社領に関する訴訟を起こ

している様子が嘉吉二年（一四四二）に出された管領下知状から伺える。この時の禅済は「盛輪院」を名乗っていない。

一、北野宮寺領撰津国榎並下庄東方地頭職号^二今養寺^一、同庄四分壹事、蓮淨坊禅済雖^レ及^二訴訟^一、不^レ能^二許容^一、早任^二當知行之旨^一、宝成院明憲可^レ全^二領知^一之由、所^レ被^二仰下^一也、仍下知如^レ件、
嘉吉二年十二月廿六日

沙弥在判²⁶（傍点筆者）

このように禅済は嘉吉二年の段階で「蓮淨坊」を名乗っていた。

次に永享十二年以降の禅喜の活動を調べてみる。すると嘉吉三年五月の「三年一請会引付条々」の中に「禅喜法印奉^二檢知^一、其故ハ禅融籠居也」と記され、「禅喜法印」が母の喪に服し籠居中の禅融に代わり、神輿の紛失・破損を調べる「神輿檢知」の役を行っていることが読み取れる²⁷。しかし、この嘉吉三年五月の記述を最後に盛輪院禅喜の姿は見られなくなる。替わりに盛輪院として登場するのが禅済なのである。禅済の「盛輪院」としての初見は嘉吉三年八月。同年十一月には「三年一請会御遷了、禅済、手ちたい聖禅、松梅院禅融母儀服者ニヨテ代被^二勲仕^一了」（表213）とあり²⁸、禅済は服喪中の禅融に代わり三年一請会の神輿遷座に勲仕している。

つまり、禅喜・禅済は共に服喪中の禅融の代官として嘉吉三年の三年一請会の諸行事に勲仕しているのである。盛輪院という家は松梅院を補佐する何らかの役割を担っていたと考えられるだろう。

禅喜が記録上最後に見られるのは嘉吉三年であり、嘉吉三年から記さ

れた「社家条々引付」の記録者が「盛輪院禅済」であったことを考え合わせれば、嘉吉三年前後の盛輪院の動きは以下のように推測できる。禅喜は嘉吉三年五月〜八月の間に没し、蓮淨坊禅済が盛輪院を継いだ。禅済は盛輪院となり、同時に松梅院禅融を補佐する立場となったため、この年「社家条々引付」を記し始めた²⁹。

ところで、この禅喜と禅済の関係は実の親子ではない。後年の史料になるが、盛輪院という坊の性格を語る以下の記述を見ていこう。

一、永正十一年十二月十一日、山門鶏頭院下山、盛輪院禅秀^{ママ}徳度、戒師施物無^二調法^一之旨申問、爲^二当坊^一貳百疋進^レ之、此禅秀事盛輪院禅任子也、禅任^{落理}落墜之間、以^二実子^一可^二相統^一之段無^二先例^一候條、以^二扶持之儀^一禅光爲^二猶子^一申付、盛輪院令^二相統^一者也、禅任者松観院と云院号貸^二遣之^一名乗者也、非^二清僧^一者不^レ可^レ補^二盛輪院^一者也、代々当坊実子相統者也、禅任者西大路殿爲^二猶子^一禅椿弟分也³⁰、

松梅院が「実子相統」であるのに対して、盛輪院という坊は「非^二清僧^一者不^レ可^レ補^二盛輪院^一者也」というように、「清僧」でなければ補任が認められていなかった。つまり、「以^二実子^一可^二相統^一之段無^二先例^一」というように、盛輪院は実子相統の家ではなく、その都度猶子を取ってその猶子が相統する家だったのである。この永正十一年の場合、禅秀は禅任の実子であったが、形式上猶子であるということにして盛輪院を継がせることになったのである。このように、盛輪院は「猶子相統の家」であった。

さて、それでは「社家引付」(C)と「社家条々引付」(D)ではどちらが先に成立しているのだろうか。先述の下浅野保関係の文書、史料①文安元年五月十五日の盛輪院禪濟當知行神領注進状(表224)を見ると、CとDには決定的な違いがあることに気付く。両史料を比較検討してみよう。

D注進上 當知行分此分二通注て社、

尾張国下浅野保

百貫文

山城国上奈良分

百七十貫

同国左馬寮領内

九石此内六貫文菊亭殿勘落、

丹波国吾雀西方領家半分

卅貫

以上、

不知知行分

摂津国榎並庄内

六百貫宝成院知行、

同国郡戸庄

八十貫同、

近江国九里上分

廿石 盛輪院

以上、

文安元年五月十五日

権少僧都禪濟②

C注進上

尾張国下浅野保

百貫文

山城国上奈良分

百七十貫

同国左馬寮領内

九石此内六貫文菊亭殿勘落、

丹波国吾雀西方領家半分卅貫

以上、

右注進上如レ件

文安元年五月十五日

権少僧都禪濟②

Dでは、盛輪院「當知行分」の他「不知知行分」も記されているが、Cでは知行分のみが記されている。禪濟が禪融作成のCを参照し、不知行部分を付け足してDを作ったと考えるよりは、禪融が禪濟作成のDから必要性に応じて一部分を書写してCを作成したと考えられないだろうか。この点に、先ほどの社領関係文書の比較検討結果を考え合わせるとどうなるだろう。

社領関係文書はDに見られてCに見られないという特徴を持っている。なぜCにこれらの社領関係文書が見られなかったのかと言えば、それはCの記録者松梅院禪融がこれらの社領関係文書＝盛輪院関係文書・松善院関係文書を必要としていなかったためであると考えられよう。Cを仮に同時代史料であるとするならば、最も重要な対象であろう社領関係文書を全く記さないことは「社家引付」としての体裁に問題があると言える。

さらに表2に戻って、文安五年七月二十八日以前(表262)に限って見てみると、Dは圧倒的に「○」が多く、「×」が少ないことがわかる。一方Cは「○」「×」が同じ程度である。「○」は史料が存在することを、「×」は史料が存在しないことを意味しているから、両方が「○」である場合、つまり「重なり具合」を見てみてもCに存在する史料の多くはDにも存在する。

以上のように、同一の神領注進状であるにも拘わらず、Dは當知行分と不知知行分を記すのに対しCは當知行分のみを記し、社領関係文書が全

体としてDに見られてCに見られないという点からも、Cに存在する史料の多くはDにも存在するという重なり具合の点からも、CがDの「抜書」の要素を持つ記録であった可能性が高く、DがCを元に付け加えて成立した可能性は極めて低い。

これらの結果から、基本的に「社家引付」(C)は、盛輪院禅濟の同時代記録「社家条々引付」(D)を元に、松梅院禅融が後に取捨選択しまとめ直した「抜書」の要素を持つ記録と言える。ただし、Cの全ての部分が禅濟の記録Dを写したものであるかというところではない⁽³³⁾。表263以降を見ると、どちらも「○」である場合が見られなくなる。つまり、文安五年七月二十八日を境に、両引付は全く重複を見せなくなるのである。なぜ突然両引付は重複を見せなくなるのか、そして、禅融はなぜDを抜き書きする必要があったのだろうか。それが次の問題となる。以下その点を説明しよう。

三 文安五年 — 松梅院から分出する二つの坊 —

1

文安五年(一四四八)という年に注目して史料を読み直すと、「社家引付」(C)には文安五年十二月二十八日条以降、突然のように「予」という表現が現れる。Cにおいてこの時まで「予」という表現は見られない⁽³⁴⁾。重複の終わりといい、「予」という表現の始まりといい、文安五年という年にこれらの変化が見られることは決して偶然ではない。前稿で明らかにした通り、この年十三歳の禅親は出家をして、御殿職・公文所職に任命されることになる(表260)。この禅親出家を機に禅融が「禅春」を名乗るようになった可能性が考えられ、松梅院にとって画期とな

る重要な年だったであろう。

そのまさに画期となる重複の最後が、同年七月二十八日条である。まずはそれを以下に示す。

C一、同七月廿八日、禅親申法橋之口宣出^レ之、自^レ今公事足^ニ入^リ了、十三歳公事足之初例也、⁽³⁵⁾
D 八月廿八日、禅親法橋口宣出^レ之、自^レ今公事足^ニ入^リ候了、十三歳公事足之初例也、⁽³⁶⁾

両引付共に禅親法橋が「公事足」に入るという内容である。この「公事足」とは何か。「北野天満宮史料」古記録の中にある「預記録」文安三年条に以下のような宮仕の交名が見られる。

衆中酒肴十二貫文、今日給了、支配惣衆五十三人公事足二百文宛、
幼少十五人百五十文宛、二貫百五十文ハ借物返弁、五百文正月五日
神子役今日沙汰上者、彼支配^ニ加也、預^{文安三十五日}随教、随園、随琳、成尋、
随繁、成勝、慶能、成観、成喜、成繁、随存、随増、随伝、成音、
随明、成藝、随勢、成栄、成厳、成尊、成宝、随賢、随楞、能勝、
随藝、成胤、随春、随祐、成祐、随永、随就、成能、成増、能春、
成珍、成舜、随胤、成全、春喜久、竹夜又、松千代、徳夜又、千喜
久、豊喜久、幸喜久、梅夜又、菊夜又、才福、千代松、幸寿、幸若、
福夜又、梅喜久、以上五十三人、⁽³⁷⁾
^{文安五七月}

酒肴代十二貫文は、惣衆(宮仕中)五十三名の内、「公事足」には

二百文ずつ、それに対して「幼少」の者十五名には百五十文ずつ支払われ、あまりは借金の返済と神子役に宛てられると言うのである。後ろについている五十三人の交名の内「幼少」とは、春喜久以下、童名・童体の者で、確かに十五人いる。それを引くと三十八人になるため、成全までの三十八人が「公事足」であるという予想がつけられる。

そもそも「公事足」とは辞書的には、『日本国語大辞典』「公事」の項に「くじの足」という用例があり、「中世、公事を勤仕する義務を負う所領」と解説される。だが、ここでは成人・出家した者をいい、読みは不明ながら、意味を推察すれば、「公事を負担する資格者」ということであろう。このように宮仕層は、文安三年の時点で惣衆五十三名で構成され、三十八名の「公事足」と十五名の「幼少」という組織からなっていたことが明らかとなる。

一方、祠官層について見てみると、盛輪院禪秀は永正十一年十五歳で得度したが、「盛輪院禪秀雖^レ令^二徳度^一十五歳之間、不^レ入^二公事^一」之間、旁以^レ転任事不^レ及^二沙汰^一也（以下略）とあるように、得度^二出家は公事足入りへの十分条件ではなかった。⁽³⁸⁾ 禪秀は翌永正十二年公事足に入っており「当年十六歳間、入^二公事足^一也」とあることから「十六歳」という年齢が公事足入りの条件であった。⁽³⁹⁾

以上のことに併せて、宮中任補は五〜六歳、諸祠官の任補も五〜六歳であったことを考えれば、北野社における宮仕・祠官のグループは共に「公事足」という成人層と「幼少」という童体層で組織されていたと考えられるのである。⁽⁴⁰⁾

つまり、禪親は十三歳にして出家が認められ、祠官の中でも童体層の「幼少」から成人層の「公事足」に公事を負担する身分へと変わったので

あった。十六歳という公事足入りの条件を考えれば「十三歳公事足之初例」と記されていることも頷ける。そしてこの公事足身分であることが、御殿職・公文所となるための必要条件であったことも推測される。

また、この年を境に「預坊松梅院（法橋）禪融」が「松善院禪春」を名乗ることになったとすれば、文安五年八月以降に「松梅院法橋」と記された場合には禪親のことであると考えると差し支えなからう。この時をもって禪親は松梅院主となったのである。

なお、禪親が就任・継承した御殿職・公文所以外の諸職の年齢と身分を対応させれば、幼少で就任したのは唯一將軍御師（五歳）のみであり、松梅院主（十三歳）・神道深秘（十六歳）・十号相伝（十七歳）はいずれも公事足入り以降のことである。これらの諸職への就任・継承も公事足身分であることが条件だったと考えられる。

「社家引付」（C）には文安五年（一四四八）以降、「予」という一人称表現が現れるようになるということを指摘しておいた。このことは何を意味するのか。先述のように、「社家引付」（C）は盛輪院禪濟の記した「社家条々引付」（D）を基に写されたものであった。書写が一度になされたのか、何かの都度なされたのかどうかは不明ながら、文安五年以降に記述の重なりが見られないということは、両引付がこれ以降それぞれ別々に書き継がれていったと考えるべきである。

つまり、文安五年以前のCは禪濟の記したDを下敷きに禪融が記したものであり、文安五年以後は禪融自身の文章なのである。文安五年以降見られる「予」という一人称表現こそ、禪融がリアルタイムで「社家引付」（C）を記し始めたことの証拠ではないだろうか。

文安五年以前の松梅院は、松梅院禪融（預坊）と盛輪院禪濟（禪融を

補佐」とを中心とする体制をとっていた。文安五年の禪親の出家・公事足入りを受け、禪融はそれまでの「預坊」の立場から、十三歳の新松梅院主禪親を補佐し、松梅院の代官として引付を記す立場へと転じたのである。

一方の「社家条々引付」(D)には文安五年以降、同時代記録としての日次記が見られず、文書が四点記されるだけとなる(表278・84・89・91)。表3からはこれらの文書がいずれも「松善院」関係文書であることがわかる。だとするならばDは文安五年以降、盛琳院禪濟の手を離れ、「松善院」を名乗る人物に引き継がれた可能性が高い。それは誰だろうか。

2

それでは次に、保留しておいた松善院と松梅院との関係について明らかにしていきたい。現段階で確実に「松善院」の初見であると確認できるものは、文安三年(一四四六)十二月九日付の「松善院法橋御房」に宛てて記された大覚寺門跡御教書案である。^①続いて「松善院」の名が確認できるのは、禪親が松善院御坊・御坊中に宛てた先述の社領文書で享徳元年(一四五二)のものである。^②それでは、文安三年に書状を宛てられた「松善院法橋」とは誰なのだろうか。再び提起されたこの問題を解く鍵は、その後の松梅院の系譜を明らかにしていく過程で得ることができる。

文安五年に禪親は御殿職や公文所職などに補任されたことは先述の通りである。その後、康正元年(一四五五)には後の禪椿が誕生している。^③ところが、この実子禪椿がいるにも拘わらず、禪親は禪予を猶子と

するのである。寛正二年(一四六一)、禪親は二十六歳であった。その様子は以下の書下から伺うことができる。

就^④當坊跡之事、御代々將軍様諸神領之御判并當社神屋一流相傳之深秘等目錄・同社家古今之記録已下、為^⑤猶子一令^⑥契約^⑦上者、悉所^⑧渡^⑨付^⑩禪豫上座^⑪實也、然上者可^⑫致^⑬專^⑭神事^⑮候也、仍狀如^⑯件、

寛正貳年四月廿六日

法眼禪親(花押)^⑰

禪予を猶子とした禪親は「御代々將軍様諸神領之御判并當社神屋一流相傳之深秘等目錄・同社家古今之記録已下」を悉く禪予に渡したのであった。これらの目錄・記録類を渡す以前なのか、以後なのかは不明であるが、後の禪予の引付によれば「寛正二年禪親御折檻之剋」とあることから、禪親が寛正二年足利義政から怒りをもって職を解かれたことと関係するものと考えられる。^⑱

禪親が禪予を猶子として「當坊跡」の継承を行わなければならなかったのは、禪椿の年齢が寛正二年当時七歳であり、祠官ではあっても幼少身分。院主就任に必要だったであろう公事足入りの条件を満たしていなかったためではないか。一方、禪予はというと寛正二年当時十二〜二十歳。先の禪親書下で禪予は「上座」と記され既に三綱となっている。三綱任補の際の祠官の年齢はやはり十六歳前後であり、三綱任補も公事足入りが条件であったと考えられる。^⑲禪予も十六歳前後で、公事足入りに違いない。要するに、寛正二年の段階で松梅院主の有資格者は禪予において外にはいなかったのである。

しかしその後、將軍御師職や御殿奉行は松梅院の手を離れ、一時密乘院禪盛の手に渡った。禪盛は社領を統括する立場に立ち、北野社領撰津得意時枝の年貢三分の一を安養院へ納める旨の書状を記している。⁽⁴⁷⁾「北野天満宮史料」「目代日記」には、

松梅院次第、禪能・子禪藝・子禪親・禪盛・禪予・禪椿・禪子
禪尊・禪光・禪興・子禪永・子禪昌⁽⁴⁸⁾

とあり、禪盛は松梅院に数えられている。また、『北野社家日記』中において、「就⁽⁴⁹⁾禪盛松梅院時之借錢」と記されるように「松梅院」として認識されていたようである。この禪盛を「松梅院禪能の弟」であると記したものが「当坊代々系図之次第」であるが、前稿で指摘した通り管見の限りどの『引付』に記されているのか典拠不明である。⁽⁵⁰⁾

その禪盛は寛正六年（一四六五）「依^レ及^二重科^一」り將軍御師職を改められた。⁽⁵¹⁾その後松梅院として再び登場するのが「松梅院禪親同猶子禪豫共以本坊江移畢」とある「松梅院禪親」と「猶子禪予」であり、共に本坊へ移り住んでいる。⁽⁵²⁾

蜷川親元はこの時期の記録に松梅院に関わる記述を多く残しているが、寛正六年七月二十五・二十八日条に興味深い記述がある。まず二十五日条には「松梅院禪豫出仕始、若君御誕生御礼同時^三申^レ之、則貴殿太刀金持^二参^之」⁽⁵³⁾とあり、「松梅院禪予」が足利義尚の誕生祝いと同時に將軍御師職就任の御礼を述べており、伊勢貞親へも「太刀金」を持参したことが記される。⁽⁵⁴⁾

一方、二十八日条を見ると「松源院禪親前松梅院也、御免已後今朝始テ

懸^二御目^一」とあって、禪親は「前松梅院」であり「松源院」を名乗っている。⁽⁵⁵⁾つまり、禪親は寛正六年復権はしたのであるが、先述の通り寛正二年以降家督を猶子禪予へ譲っており、その間基本的には「松源院」を名乗っていたと考えられる。松梅院は二世代間（現役世代とそれ以外と）で異なる坊号を使い分ける家だったのである。⁽⁵⁶⁾

「松源院」と言えば思い出すのは松梅院主就任直後に亡くなった禪芸のことである。禪芸は正長元年（一四二八）、竹内門跡から「松源院」の坊号を名乗ることを許されていた。その禪芸の子が禪親であり、「前松梅院」となった彼も今「松源院禪親」となったのである。松源院という坊号は親から子へと引き継がれていたのである。

いよいよ文安三年（一四四六）に書状を宛てられた「松善院法橋」とは誰なのか検討を進めたい。まず松梅院禪予がある時期「松善院禪予」と記されている史料があることは既に述べた通りで、『第七』長享元年（一四八七）十月日の密乘院禪杲申状案にそれは見られる。⁽⁵⁷⁾また先に見た通り禪予は長享二年の將軍御師職就任以前、寛正六年以降にも密乘院禪盛の跡を受けて松梅院主・將軍御師だった時期がある。しかし長享元年十月の段階では松梅院主ではない。時の松梅院主禪椿は足利義尚の近江出征に付き従って怒りをかい「御折檻」をされた直後である。この後禪予は再び松梅院主となった。⁽⁵⁸⁾つまり禪予は、松梅院^{寛正六}—松善院^{長享元}—松梅院^{長享二}を号したことになる。このことから言えることは、禪予が「松梅院主ではない時」に「松善院」を名乗っていたということである。

それでは文安三年の時点での「松善院法橋」もまた禪予なのか。否である。この時点で彼は生まれていないか、生まれていたとしても五歳以下。とうてい法橋位にはなかった。⁽⁵⁹⁾それでは誰か。松源院の例が参考と

なる。禅能の長子禅芸→禅親と松源院が引き継がれた。これが次男禅融
—禅予の場合にもあてはまるのではないか。

「松源院」という坊号が親から子へと引き継がれている点。禅予が「松
善院」を名乗っていた点。以上の二点から考えて、文安三年に「松善院
法橋」を名乗っていたと考えられるのは、禅予の父禅融である可能性が
極めて高い。⁽⁵⁹⁾つまり、「松梅院主ではない時」には、兄禅芸の系統は「松
源院」を、弟禅融の系統は「松善院」をそれぞれ名乗っていたのである。
松源院・松善院の二家の特徴は、松梅院の庶流である盛輪院とは異なり
松梅院主となることができる家であったという点にある。そのような体
制は禅能以前には確認できず、禅能とその子どもたちの時代に生じたと
考えられる。

前節の終わりに、「社家条々引付」(D)は文安五年(一四四八)以降
「松善院」に引き継がれた可能性を指摘しておいた。これまでの考察から、
この「松善院」が禅融であることはほぼ確実である。すると、禅融は文
安五年以降「社家引付」(C)・D双方を所持したことになる。Cが同時
代記録として日次記の体裁を持つのに対して、Dが文書のみを書き留め
ることから考えれば、CとDとの差異は「松梅院代官としての禅融」の
立場と、「私の坊である松善院としての禅融」の立場の使い分けの表れ
であろう。

また、Cの文安五年以前の部分はDを「抜き書き」したものであった。
禅融は、それまで盛輪院禅濟の記していたDを抜き書きし、まとめ直す
ことにより北野社や松梅院の先例・引付の体裁等を学んだものと考えら
れよう。

3

松梅院史を振り返った時そこに一つの特徴を挙げることができる。将
軍権力の介入である。松梅院主の中では禅能・禅親が失脚しており、将
軍御師職に関しては禅能・禅親に加え、光蘭院乗慶・密乗院禅栄・密乗
院禅盛が將軍の不興をかい失脚している。特に永享十二年足利義教が「長
子者未練難」事行⁽⁶⁰⁾歟、次男可⁽⁶¹⁾然哉」と考えた禅能の意志を翻し、まず
長男禅芸に家督を継がせた上、断絶を避けるため「社家唯授一人秘事」
を盛輪院禅喜に預け示させたことに、介入の様が端的に現れている。

では、そのように將軍権力が松梅院の諸職の相続に介入する中、なぜ
松梅院は最終的に北野社諸祠官の中で將軍御師・公文所・奉行などの諸
職を保持し得たのだろうか。最後に表4【松梅院補佐年表】を基に、前
稿および本稿で明らかとなった松梅院の歴史を紐解きながら検討した
い。

盛輪院禅喜は御手水神事相伝の断絶を防ぐため神道深秘を伝授され
た。また盛輪院禅濟は「社家条々引付」を記し、預坊禅融を補佐してい
た。このように松梅院庶流盛輪院には結果として松梅院を補完する役割
があったと言える。

盛輪院という一つの坊の性格だけに留まらない問題として、当該期の
松梅院の体制における代・補佐(後見)という問題も提起することがで
きる。「御殿代」・「奉行代」など当該期の引付には数多くの「代」を見
出すことができる。五歳や十六歳で様々な職を継承することは形式上可
能であった。しかし、当然実務に当たっては、誰かがその代わりを行う、
あるいは補佐する必要があっただろうことは推測に難くない。⁽⁶⁰⁾

重要なのは、たとえ幼くても「松梅院主」あるいは「預坊」がいるこ

とであり、松梅院自体も松源院・松善院を分出した結果、松梅院主の有資格者を増やし、非松梅院主が將軍御師職等に就任する谷間をつくらなかった。松梅院派や門弟衆の形成もこのような代や補佐などのあり方から検討する必要がある。

一方、他の祠官は、將軍御師職補任の先例や故実を持たなければ、將軍御師職就任を希望することは難しく、その資格を備えていたのは將軍御師職補任の由緒を持つ松梅院と光園院、密乗院の三家だけであったと言えよう。⁶⁴長享元年に禪椿が將軍御師職を解任された際、密乗院禪杲は申状の中でこのように述べている。

宝成院明順出帯申 御判物十四通者、光園院之支證也、宝成院^二預置候處實正也、仍預狀備^レ右、既彼坊跡相統上者、以^二他坊証文^一明順申上之条、不^レ可^レ有^二御許容^一者哉⁶⁵

宝成院明順は、何らかの理由から宝成院に預け置かれていた「光園院之支證」を根拠に將軍御師職就任の故実ありと訴え出た。密乗院禪杲は、明順が既に「彼坊跡」^二「宝成院」を相統しているにも拘わらず、「他坊」^二「光園院」の証文をもって將軍御師職就任を願ひ出ることは許されるべきではないと述べている。光園院を相統するということが將軍御師職就任の一つの条件として考えられていたのである。⁶⁶

その光園院にしても御手水神事については相伝されておらず、永享四年の光園院乗慶に対する御手水神事相伝に見られるように、宝寿院実祐がその全てを相伝したのが疑問視され、結局社家奉行飯尾為種の下で対決・湯起請を行っている。⁶⁴秘事を知らない者を御手水神事の担当とし

て補任した際には、誰かがその秘事を相伝しなければならず、その相伝の真偽がしばしば問題となっていた。御手水神事を執り行うことは將軍御師職と並ぶ重要な役割であったと考えられ、將軍権力の側から考えても、御手水神事を知らない祠官には將軍御師職を補任しづらい状況があったと思われる。

松梅院は將軍御師職補任の先例を持ち、御手水神事の作法も心得ていた。松梅院を補完する盛輪院の存在に加え、松梅院主の資格を有する松源院・松善院を分出することにより、松梅院は北野社における「松梅院派独占体制」を固めていったものと思われる。

おわりに

本稿では、松梅院禪融の時代の重複する内容を持つ引付、「社家引付」および「社家条々引付」の内容を比較検討することを通して、それぞれの記録者を特定し、「社家引付」のあり方や松梅院の体制について検討を行った。両引付を含む「四引付」の性格を真に捉えるためにはまだまだやり残した問題が多い。

今後は、どうして松梅院は松源院・松善院のような体制を作り出すことができたのか。他寺社との比較に加え、北野社祠官組織の歴史に位置づけて、その意味を問うていくことが重要であろう。また、禪椿と禪予との殺害にまで至る激しい争い、これが応仁の乱という相統争いの問題とどう関わるのか、そして、「社家引付」のあり方にどのように影響するのかといったことを検討していかなければならない。

だが、少なくとも以下の点は指摘できよう。我々は、室町時代北野社の根本史料とも言うべき『北野社家日記』を分析し、中世の北野社を知

ろうとする。その場合、例えば松梅院禪子の記した言わば「禪子記」を見て、それが中世北野社における標準的な記録・引付の仕方であると、なんとなく思い込んではいられない。むしろ、史料批判的視点を持って「松梅院伝来史料群」と向き合ってはじめて、中世北野社の歴史を正しく理解することができるのである。

注
はじめに

- (1) 『北野神社文書 筑波大学所蔵文書 上』二九九号藤堂出雲守書状 紙背文書。
- (2) 松善院は『第七』「社家記録」長享元年九月二九日の幕府奉行人連署奉書の宛所(九七頁)や、『第七』「引付」明応四年七月七日の御手水神事支配の番衆中(一六〇頁)に確認できる。
- 一 重複する嘉吉三年引付の比較
- (3) 『建内記』永享十二年三月十二日条。
- (4) 清水克行「正長の徳政一揆と山門・北野社相論」『歴史学研究』771(二〇〇三年一月)
- (5) 桜井英治「破産者たちの中世」(日本史リブレット27) 山川出版社 二〇〇五年七月 三十頁 注35。
- (6) 『北野社家日記』長享二年十一月六日条。
- (7) 『北野社家日記』延徳二年三月七日条。
- (8) 『第七』「社家記録」一〇五頁。
- (9) 『第七』「社家記録」長享元年十月日密乗院禪果申状案。一〇〇頁。
この時期の経緯を整理すると、『長興宿禰記』長享元年九月十二日条によれば、松梅院禪椿はこの日「群兵召具、今夕参御陣」じており、在陣を希望したが義尚の許可を得ることができなかった。同十月五日条に「又聞、北野松梅院失二面目一可レ有御罪科之由、有_二其沙汰_一之間、自_二御陣坂本_一逐電」とあり、十月五日以前には既に失脚している。禪子が再び將軍御師職に任じられたことは『第七』「社家記録」長享元年十月十五日付けの足利義尚袖御教書に見られる。
- (10) 禪子は延徳二年の段階で四十代である。『北野文叢』(北野神社社務所編『北野誌』所収『天神記』奥書「神殿大預法眼禪豫當年四十〇歳」より計算。
- (11) 『第七』D嘉吉三年九月二十一日付内藤之貞書状。六五頁。

- (12) 『第七』D嘉吉三年十二月二日付内藤之貞書状。六五頁。
- (13) 『第七』D嘉吉三年十一月二十六日付加地如盛書状。六七頁。少なくとも加田庄の四分の一は、応永六年四月に三条西実清に対して足利義持から宛行われていた。『実隆公記』文明八年六月十八日至二十二日紙背文書。
- (14) 『第七』D文安元年五月十五日条 七一頁。ただし、この盛輪院禪濟當知行神領注進状からは、文安元年当時「盛輪院」が船井庄と加田庄を知行していたという記載がない。
- (15) 『第七』C嘉吉三年八月 四五頁。

二 嘉吉三年引付の記録者の特定

- (16) 『第七』D文安元年八月十四日条 七四頁。
- (17) 『第七』D文安元年十二月二十九日条 七五頁。
- (18) 『第七』C嘉吉三年十二月十八日条 四七頁。
- (19) 『第七』D嘉吉三年十二月十八日条 六八頁。
- (20) 北野社では社例として寺主・都維名それぞれ三人が定め置かれていたが、長享二年を境にそれぞれ二人に改められた。六綱は明応九年の段階では「六綱人数事、一和尚・二和尚・寺主兩人・都維那兩人、以上六人」から成っている。
社例については、『第七』長享元年「社例事」一二七頁、および『北野社家日記』一卷長享二年二月一九日条に記された文明十五年卯月八日「尋給社例条々事」参照。
- (21) 『第七』C文安三年十二月十二日条。五二頁。D同日条。八二頁。
- (22) 『第七』C文安元年八月二十三日条。五一頁。
- (23) 『第七』D文安元年八月二十三日条。七五頁。
- (24) 『第七』D文安三年五月六日条。七九頁。
- (25) 拙稿「中世後期松梅院史の「空白」―松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて―」(『武蔵大学人文学会雑誌』三十九―一) 武蔵大学人文学会 二〇〇七年十一月。一五九頁。
- (26) 『第七』「社家記録」長享元年 一三四頁。十二月二十五日にも同文の文書がある。禪濟が榎並庄を知行していたことは、永享二年十月四日付足利義教御判御教書からも確認できる。この御判御教書では、「尾張国浅野、摂津国榎並庄内神領阿闍梨行分」について「光蘭院権律師乘慶」が領知を全うすべしとされており、この変化は永享二年の禪能失脚に伴うものであろう。『第七』「目安申状」永享二年十月四日足利義教御判御教書。二三八頁。
- (27) 『北野天満宮史料 古記録』三年一請会引付条々 嘉吉三年五月八日条 二〇五頁。

(28) 『第七』 D嘉吉三年十一月 三年一請会の記述。六七頁。
(29) 後世の例だが、禪予が殺害された後の禪尊(禪予長男)・禪光(禪予次男)の時代には、永琳院禪慶が松梅院代として記録を行っている。盛輪院禪済の禪融に対する役割も同様のものであったと考えられる。なお、復権し陰に陽に禪融を助けていたであろう禪能は、嘉吉三年十一月十八日を最後に姿を見せなくなる。また御手水神事の相伝を受けた盛輪院禪喜も嘉吉三年を最後に確認できない。恐らく禪済の役割は禪能・禪喜の死没を受けて行われたものでもあるだろう。『北野天満宮史料 古記録』三年一請会引付条々。二二六頁。

(30) 『北野社家日記』第四 永正十一年十二月十一日条。

(31) 『第七』 D文安元年五月十五日条。七一頁。

(32) 『第七』 C文安元年五月十五日条。四九頁。

(33) Cにだけ見られる部分が存在することを考えれば、禪融は①禪済がDを記録している時にも何らかの記録をしていた、または②禪済が記録をしている時に別の第三者が記した同時代の記録を持っていた、という可能性が挙げられる。今後の検討課題である。

三 文安五年 — 松梅院から分出する二つの坊 —

(34) 『第七』 C文安五年十二月二十九日。五六頁。以降では宝徳元年二月にも見られる。『第七』 C五八頁。

(35) 『第七』 C文安五年七月二十八日条。五六頁。北野社の祠官層は僧綱の「転任」の際、「口宣」を松梅院の所へ持っていき、「朱之番帳」(祠官層の順位順番を記した帳簿)の変更を行った(『北野社家日記』長享二年三月十二日、十二月二十二日、延徳三年三月二十八日・三十日条。北野神社文書には文亀元年に禪充に宛てられた「口宣案」が収められている(『北野神社文書』筑波大学所蔵文書 上 九四後柏原天皇口宣案)。

(36) 『第七』 D文安五年七月二十八日条。八五頁。

(37) 『北野天満宮史料 古記録』「預記録」三三三頁。

(38) 『北野社家日記』第四 永正十一年十二月二十八日条。

(39) 『北野社家日記』第四 永正十二年正月一日条。

(40) 承仕補任や宮仕人公に關しては「随水子松千代丸補任、印出レ之、承仕中者五歳時出仕之由申レ之」(『北野社家日記』第一 長享三年正月十三日条)並びに、細川涼一「中世の北野社と宮仕沙汰承仕家 —京都橘女子大学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家文書」の補任状から—」京都橘女子大学女性歴史文化研究所編『家と女性の社会史』日本エディタースクール出版部一九九八年を参照。

祠官任補に關しては「諸祠官任補於當坊二類五歳取レ之也、自余之方八六歳也云々」とある。『第七』三三三頁。

(41) 『北野天満宮史料 古記録』法華堂事并社家故実少々註之 文安三年十二月九日付大覚寺門跡御教書案 三三三頁。あるいは「天満宮記録」古記録「諸祠官様事」一九三頁に見られる「御所様御師事 永享五年五月十六日 蜜乗院被二仰付、仍光園院被二仰付二所領等、今養寺・八坂・船中庄・浅野此分蜜乗院拜領、船中庄松養院、同廿八日初入、社頭西二番御燈爐依レ為二船中庄分二」の中の「船中庄」が「船井庄」であり、「松養院」が「松善院」であるならば、その初見は永享五年にまで遡ることができる。

(42) 『第七』 D享徳元年十二月十三日松梅院禪親書下案。八六頁。

(43) 『陰涼軒日録』文明十八年七月二十二日条「召レ北野松梅院禪椿権少僧都於東相府。被レ渡御奉納之御七條。禪椿僧都生年三十二歳」より。

(44) 『北野神社文書』筑波大学所蔵文書 上 七〇法眼禪親書下。

(45) 『北野社家日記』第一 長享二年十一月十日条。

(46) 『北野社家日記』永正二年十二月三日・五日条 明延は十七歳で大法師から權都維那(三綱)に転任した。

(47) 『第七』「社家記録」寛正五年十月十八日禪盛書状案。一三〇頁。

(48) 『天満宮記録』「目代日記」永正十一年 二四九頁。

(49) 『北野社家日記』延徳元年九月二十日条。

(50) 拙稿「中世後期松梅院史の「空白」 —松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて—」(『武蔵大学人文学会雑誌』三十九—一) 武蔵大学人文学会二〇〇七年十一月。一四五頁。なお、太田直之氏は近著において諸社の將軍家御師職の意義について検討された。將軍家御師職の比較研究は、未だ検討課題の多い中世後期の神道・神社組織研究に大変有効な視座であると考えられる。太田氏は北野社の將軍家御師職について検討される中、禪盛を「禪親弟」とされている。太田直之「中世の社寺と信仰 勸進と勸進聖の時代」弘文堂 二〇〇八年五月。第五章「室町幕府の神祇政策 —將軍家御師職を中心に—」一三九頁。

(51) 『親元日記』寛正六年八月二十日条。

(52) 『親元日記』寛正六年六月二十八・二十九日条。勝蔵坊胤禪が「神道一流傳受」を主張し「松梅院禪親」と対決するなどの混乱が見られたが、禪親の正当性が認められた。

(53) 『親元日記』寛正六年七月二十五日条。

(54) 『親元日記』寛正六年七月二十八日条。

(55) 北野社の諸祠官家の構成もこのように親子二世代でなされることがある。同一人物の坊号が変わるといふ点が、北野社祠官の人間関係を複雑に見せ

ているのであって、各祠堂家の人間関係について、坊号の貸し借りという問題も含めて今後整理しなくてはならない。なお、寛正二年以降、形式的には引退状態にある禪親が「松梅院」を名乗っていることについては、神道深秘や將軍御師職などの正当性に関わる問題について他祠堂家と対決する場合（注52の例）などは、所属する家を代表する坊号（禪親の場合は「松梅院」）を名乗っていると考えておきたい。

(56) 『第七』「社家記録」長享元年十月日密乘院禪杲申状案。一〇〇頁。

(57) 『第七』「社家記録」長享元年十月十五日足利義尚袖判御教書案。九九頁。

(58) 禪予は延徳二年の段階で四十代である。『北野文叢』（北野神社社務所編『北野誌』所収『天神記』奥書「神殿大預法眼禪豫當年四十〇歳」より計算。

(59) 文安三年の段階で禪融は引退しているわけでもなく、実権を禪親に譲っているわけでもないためさらなる検討を要する。ただし、松善院という院号が確認できるのは多くが所領関係に限られており、所領関係で使い分けられている可能性が高い。

(60) 「代」の多くは、仏・神事における役割の代官として見られるように思う。「補佐（後見）」は、その時々々に補佐するのではなく、補佐するべき人物が成人するまで恒常的に役割を担っている。この点については得分の問題とも合わせて今後の課題である。

(61) 足利尊氏・直義の二頭政治の際、尊氏の御師には松梅院禪陽が、直義の御師には光蘭院守慶が任じられ、將軍御師が同時に二名存在していた。全ての先例はこの時に端を発している。竹内秀雄『天満宮』五北野宮寺領2丹波国船井庄参照。

(62) 『第七』「社家記録」長享元年十月日密乘院禪杲申状案。一〇〇頁。光蘭院の母から宝成院へ支證が預け置かれたのは享徳二年（一四五三）で、同年九月二十三日付の宝成院明憲・梅香院明忠の「くわうおんゐん御ふる局」宛預状案文も残っている（『第七』「目安申状」一三五頁）。

(63) 長享元年に新たに將軍御師を補任するに際して、幕府は松善院禪予、密乘院禪杲、宝成院明順、妙藏院祐繁の四名に將軍御師就任に対する証文を帯び坂本の陣所まで参上するように命じている。『第七』「社家記録」長享元年九月二十九日室町幕府奉行人連署奉書。九七～九八頁。

(64) 『満濟准后日記』永享四年五月二十日条。